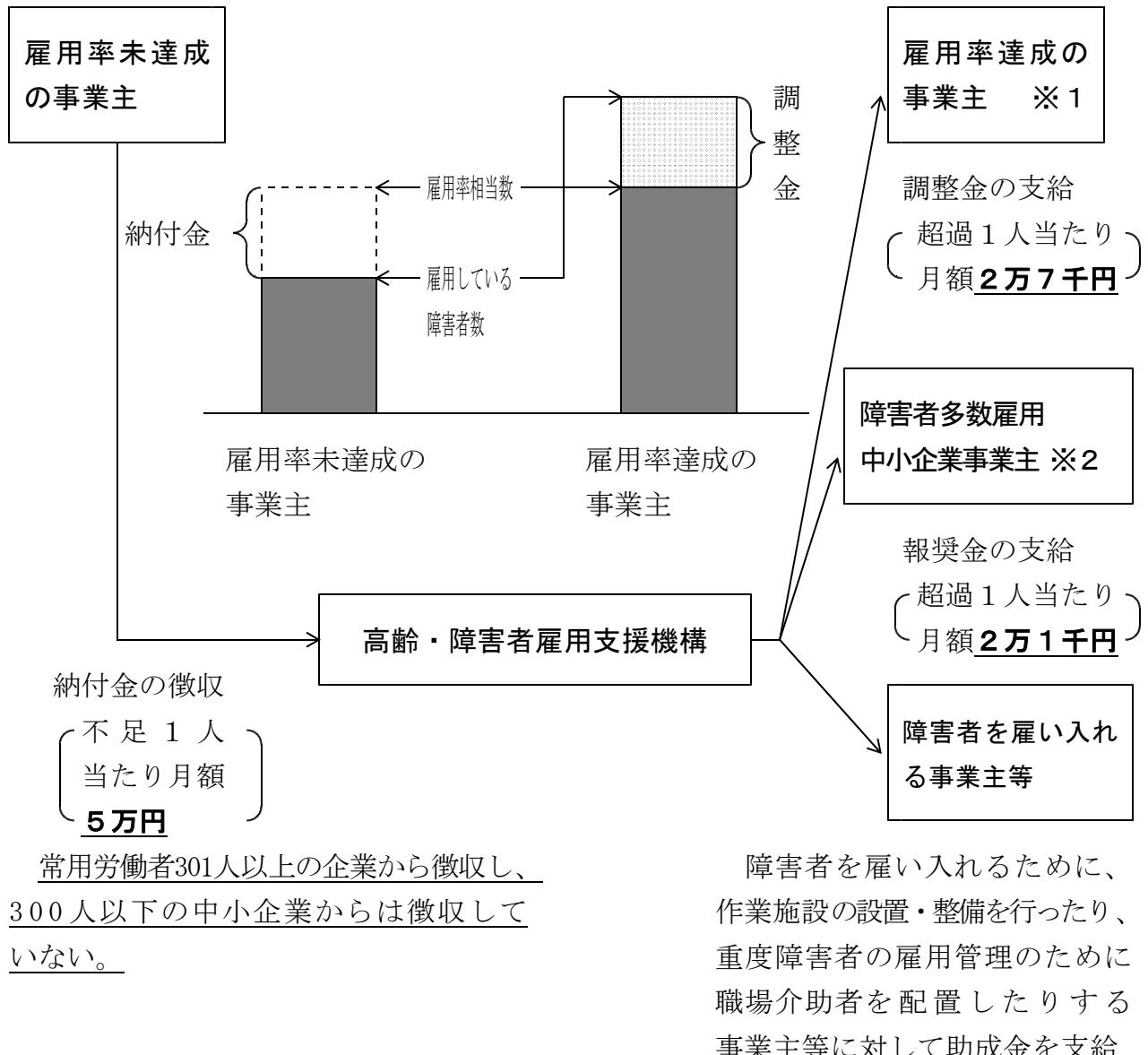


障害者雇用納付金制度の概要

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（常用労働者301人以上）から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給している。



※1 常用労働者 301 人以上

※2 常用労働者 300 人以下で障害者を 4 % 又は 6 人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主

なお、調整金、報奨金の額については平成 15 年度からの金額